

和光市障害者活躍推進計画

機 関 名 称	市長部局、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会、農業委員会事務局 ※市長部局以外の各機関の職員は、すべて市長部局からの出向により構成されており、人事や福利厚生に関する全般的なものについても市長が一元的に取り扱う。
任 命 権 者	市長、教育委員会、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、農業委員会
計 画 期 間	令和2年4月1日 から 令和7年3月31 まで
障 害 者 の 雇 用 課 題	当市は特例認定により、教育委員会と合算して障害者任免状況を通報している。近年では、平成30年度までの通報時は法定雇用率を達成していたものの、令和元年度の通報時は職員の退職等により達成することができなかった。 安定的な雇用率確保のため、障害者の積極的な採用を行うとともに、長期的な定着を図るため働きやすい環境を整備する必要がある。

1 目標

採用に関する目標	◇各年6月1日時点で、法定雇用率を達成する。 (参考) 平成30年6月1日時点の実雇用率 2.51% 令和元年6月1日時点の実雇用率 1.72% ----- 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理する。
定着に関する目標	◇職場環境を理由とする離職を生じさせない。 ----- 【評価方法】 カウンセリングの実施や人事記録等により把握・進捗管理する。
満足度に関する目標	◇一定の満足度を維持する。 ----- 【評価方法】 カウンセリングの実施や人事記録等により把握・進捗管理する。

2 取組内容

障害者の活躍を推進する体制整備	◇障害者雇用推進者として職員課長を選任する。 ◇障害者職業生活相談員として職員課担当職員を選任する。 ◇障害者雇用に関する理解を深めるため、各種研修会や講習会等に参加し、必要に応じて発信する。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	◇毎年実施する自己申告書の提出や人事評価面談等により、職員の特性・能力等を定期的に把握する。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	◇通勤への配慮の措置を講じる。 ◇カウンセリングを受けられる機会を定期的に設ける。 ◇人事異動に当たっては、障害の特性を踏まえ配置するなど配慮し行う。 ◇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること ・自力で通勤できることを条件とすること ・介助者なしで業務遂行が可能なことを条件とすること ・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることを条件とすること ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること